

令和3年度ふくしまのプロスポーツ魅力向上事業業務委託仕様書（案）

1 委託業務の目的

本委託業務は、広く県民が県内のプロスポーツチーム（福島ユナイテッドFC、福島レッドホープス、福島ファイヤーボンズ、以下「県内プロスポーツチーム」という。）に触れる機会を創出し、スポーツの楽しさを感じてもらうことで、子どもから大人まで幅広い世代にプロスポーツの魅力を広め、新たなファンを獲得し、県全体でプロスポーツを応援する機運を醸成することを目的とする。

2 委託業務の概要

- (1) 県内プロスポーツチームのファンを拡大する事業
- (2) 県内プロスポーツチームの試合観戦者数を増加する事業
- (3) 県内プロスポーツチームの情報発信

3 委託業務の内容

本委託業務を実施するに当たり、受託者は、県と共に、県内プロスポーツチームと連絡調整を行い、連携を図ること。

また、イベントにあっては、多くの方に参加いただけるよう、県と協議の上、開催内容を広く周知、広報等すること。

- (1) 県内プロスポーツチームのファンを拡大する事業

ア 知名度向上のための企画

各チームのユニフォームや用具類、パネル等を展示するイベントを開催し、各チームやスポーツの魅力、チームの地域貢献活動等を紹介するなど、県内一円（中通り地方、浜通り地方、会津地方の3ヶ所を予定）において、1会場につき数日程度の期間、県内プロスポーツチームの知名度の向上やファンの拡大につながる企画を実施すること。

なお、企画の内容は、企画提案者による自由提案とする。

イ 身近に感じてもらうための企画

プロスポーツの魅力や試合の見どころ、健康づくり等をテーマに選手、監督等（以下「選手等」という。）が出演し、選手等と交流できるトークショー等を県内会場で開催し、県内プロスポーツチームを身近に感じてもらい、ファンの拡大につながる企画を実施すること。

また、同イベントは、オンラインでの視聴が可能であるようにするとともに、参加者に対して、アンケート（設問内容は県と協議して設定すること。）を実施すること。

なお、トークショー等の実施方法及び内容は、企画提案者による自由提案とする。

- (2) 県内プロスポーツチームの試合観戦者数を増加する事業

県内プロスポーツチームのホームゲーム間で複数回観戦ラリーを実施するなど、複数の県内プロスポーツチームの観戦者数の増加やリピーター化につながる企画を実施すること。

また、参加者に対しては、特典として「健康用具」や「県産品」（各チームのノベルテ

イ・記念品等は不可)を抽選でプレゼントするなど、参加者の健康増進や県産品の振興に資する企画とするとともに、参加者アンケート(設問内容は県と協議して設定すること。)を実施すること。

なお、企画の内容は、企画提案者による自由提案とする。

(3) 県内プロスポーツチームの魅力を発信する事業

ア リーフレット等の作成

県内プロスポーツチームの魅力を紹介するリーフレット、パンフレット、タブロイド紙等(以下「リーフレット等」という。)を作成し、下記の団体等の団員又は児童へ配布すること。

リーフレット等の印刷数量は50,000部程度とし、配布先は県と協議の上で決定することとする。

なお、リーフレット等の内容や効果的な配布方法等は、企画提案者による自由提案とする。

- ・県内のスポーツ少年団(団体数:約970団体、小学生団員数:約14,000人 ※令和2年11月時点)
- ・県内全域の小学校低学年(1~2年生)(児童数:約28,000人 ※令和2年5月時点)

なお、所属選手など使用時のタイミングにより内容に変更が想定されるため、発注者による修正が可能なよう電子データでも納品すること。

イ SNS等による情報発信

ファンの拡大や試合観戦のきっかけづくりにつなげるため、県内プロスポーツチームの魅力向上につながる情報を取り上げ、各チームのSNS等と連動して発信できるよう、記事、動画及び写真等を作成し、県及び各チームに提供すること。

なお、情報発信の内容や提供の回数(頻度)は、企画提案者による自由提案とする。

また、上記で作成した記事等を活用して、マスメディアにパブリシティを実施すること。パブリシティを実施するマスメディアや実施頻度については、企画提案者による自由提案とする。

ウ 小学生を対象とした情報発信

上記ア、イのほか、県内の小学生を対象として県内プロスポーツチームを紹介するために効果的な手法について提案すること。

エ その他

本業務委託とは別に県で実施する以下の広報において、県の求めに応じて必要な素材(紙媒体、PDFデータ、画像データ等)を提供すること。

- ・県の広報媒体(ホームページ、SNS、新聞、情報誌等)を活用した周知
- ・リーフレット等の配架・送付(県関係機関等)等

4 実施体制・業務主任等

- (1) 受託者は、本委託業務を迅速かつ円滑に履行するための実施体制を整えること。
- (2) 受託者は、本委託業務における主たる責任者を定め、県担当者との緊密な連絡と十分な打合せを行うこと。

5 委託料に含まれる経費

委託料には、委託事業の実施に係る一切の費用を含むものとする。

6 成果品

- (1) 実績報告書（正副本 1部ずつ）
- (2) 作成したリーフレット等、記事、動画及び写真等のデータ
- (3) その他、実績を報告するのに必要なデータ（画像等）

7 委託業務実施に係る留意事項

(1) 疑義

受託者は、本仕様書において定めがなく、契約に関して疑義が生じた場合は、事前に委託者に協議を行うこと。

(2) 契約締結後に速やかに提出するもの

- ・着手届
- ・統括責任者通知書
- ・実施工程表
- ・業務実施体制図
- ・その他、県が業務の確認に必要と認める書類

(3) 業務完了後に速やかに提出するもの

- ・完了届
- ・その他、県が業務の確認に必要と認める書類

(4) 本委託業務により収集したデータ、写真、文書等及び製作される成果物の著作権は 県に帰属するものとし、成果品の構成素材（写真やイラスト等）については、県が二次的著作物を作成し、利用することができるものとする。

(5) 受託者は、業務の遂行に当たり県と協議し適時連絡を取るとともに、調整を行うものとする。

(6) 受託者は、この契約による業務を第三者に譲渡又は再委託してはならないものとする。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務について、あらかじめ委託者の承認を受けた上で、他者に委託することができるものとする。

8 新型コロナウイルス感染症による契約内容の変更について

新型コロナウイルス感染症の影響により、仕様書内容の実施が困難な場合、又は内容を縮小せざるを得ない場合、契約金額、契約内容等に変更が生じることがある。変更内容については、委託者受託者協議のうえ、定めることとする。